

第5回小浜市農業委員会議事録  
(縦覧用)

と き 令和2年10月28日(水)午後5時00分

ところ 小浜市役所 3階 防災対策室

### 出席委員

1 番 赤尾裕子	2 番 松井和幸	3 番 東清俊
4 番 和田千代	5 番 松尾志信	6 番 早俊夫
7 番 福永吉孝	8 番 河嶋幸男	9 番 岡田昌樹
10 番 西田尚夫		

### 欠席委員


### 遅刻委員


出席事務局 阪本事務局長、的場 G L、大和、奥村、

令和 2 年 1 0 月 2 8 日（水）午後 5 時 0 0 分小浜市役所 3 階 3 0  
2 会議室において、第 5 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第 1 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 4 号 現況証明申請について
- 議案第 1 5 号 小浜市農用地利用集積計画の承認について
- 報告 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

【議長】ただいまより第5回小浜市農業委員会を開催させていただきます。それでは今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として9番 岡田委員、1番 赤尾委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、7番 福永委員、8番 河嶋委員でした。それでは、『議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】それでは議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。2件ございます。番号1、申請者、〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇、〇〇、〇〇。地目、登記、現況ともにいずれも田。面積はそれぞれ1,322㎡、1,731㎡、1,312㎡。利用状況はいずれも不耕作。10a当りの収穫高はありません。土地利用等関係法令表示、都市計画区域内、用途指定なし。農業振興地域内、農用地区域。転用目的は貸土砂置場の整備。事業又は施設の概要については土砂置場。備考としてこちらは一時転用です。この案件については申請人が田の嵩上げを希望しており、申請地に隣接する〇〇が、自社敷地の拡張工事で発生する山土を搬入する計画です。土砂を入れた後は元の作土を入れて田に戻す計画であるため、一時転用となっております。申請地は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内の農地で、1種農地に該当しますが、一時転用であるため、転用可能と考えます。

続きまして番号2、申請者、〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇。地目、登記、現況ともに田。面積は227㎡。利用状況は不耕作。10a当りの収穫高はありません。土地利用等関係法令表示、都市計画区域内、第一種中高層住居専用地域。農業振興地域外。転用目的は貸資材置場整備。事業又は施設の概要については資材置場です。この案件は申請者が土地を整備して、〇〇の〇〇が資材置場として利用する計画です。申請地は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続いて、現地調査委員の報告をお願い致します。

【7番委員】先日月曜日に河嶋委員と事務局で調査に行っていましたので報告をさせていただきます。まず番号1ですが〇〇の〇の終わりの尖った谷あいにある〇〇のところですか。耕作されているここぐらいやと思うんですけど、きちんと土砂を入れて、また耕作されるようで周りにも影響を及ぼすということもほとんどないようですので、一時転用、何も問題ないというように判断いたしました。かなり嵩が上がるみたいです。

次ですが〇〇をちょっと入ったところ、住宅やら畑があるようなところです。後にも5条の案件で出てくると思うんですけど、この箇所隣の隣を住宅にされるようで、ここの区画1帯含めて転用されるようです。周辺は畑とか住宅地でこれも別段問題無しという風に判断しました。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】 それでは議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。7件ございます。番号1、申請者、譲渡人、〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番は〇〇。地目は登記が田、現況が畑。面積は99㎡。利用状況は野菜で10a当りの収穫高は100kg。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内、用途指定なし。農業振興地域内、農用地区域外。転用目的が住宅建築。事業又は施設の概要については住宅1棟、駐車場3台分です。この案件は申請地に隣接する住宅を、増改築するものであり、申請地には住宅の増築部分と、自宅駐車場3台分を整備する計画です。申請地は、住宅が連たんしている区域に近接する10ha未満の区域にありまして、第2種農地に該当します。許可要件として、住宅で、集落に接続して設置されるものに該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号2、申請者、譲渡人、〇〇、〇〇、持分2分の1。〇〇、〇〇、持分2分の1。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番、〇〇。地目は登記、現況ともに田。面積は392㎡。利用状況としまして不耕作で10a当りの収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域外、農業振興地域内、農用地区域外。転用目的は薪置場整備。事業又は施設の概要については薪置場。譲受人は〇〇の廃棄物処理業者であります。〇〇集落内に会社の保養所があり、今回の案件は、保養所の薪ストーブに使用する薪の置場を整備する計画です。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、第2種農地に該当します。許可要件として、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号3、申請者、譲渡人、〇〇、〇〇、持分2分の1。〇〇、〇〇、持分2分の1。譲受人は〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番、〇〇、〇〇。地目は登記がいずれも田、現況が畑と宅地で一部が畑となっております。面積はそれぞれ30㎡と178㎡。利用状況は野菜で10a当りの収穫高はそれぞれ50kgです。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内、第2種中高層住居専用地域、農業振興地域外。転用目的は、倉庫・車庫進入路の整備。事業又は施設の概要として、倉庫1棟、車庫1棟、進入路です。備考としましてこちらは始末書がついています。申請地には40年以上前から倉庫と

車庫が建っており、始末書が提出されています。譲渡人は、昨年まで食料品店を営んでおり、店の倉庫、車庫として利用してきたものです。店は昨年廃業され、今回、所有権移転とともに、現況の畑の部分を進入路として整備する計画です。申請地は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号4、申請者、譲渡人、〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇 〇〇、持分2分の1、〇〇 〇〇、持分2分の1。申請土地の表示について所在地番、〇〇。地目は登記、現況共に田。面積は330㎡。利用状況は不耕作で10a当りの収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内、第一種中高層住居専用地域。農業振興地域外。転用目的は住宅建築。事業又は施設の概要については住宅1棟、駐車場3台分です。申請地は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号5、申請者、譲渡人、〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇。地目は登記、現況共に田。面積は231㎡。利用状況は不耕作で10a当りの収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内、第一種中高層住居専用地域。農業振興地域外。転用目的は駐車場整備等。事業又は施設の概要として、駐車場4台分と家庭菜園です。申請地は譲受人の住宅に隣接しており、譲受人の自宅駐車場および家庭菜園として整備して利用する計画です。申請地は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号6、申請者、譲渡人、〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番、〇〇。地目は登記、現況共に畑。面積は257㎡。利用状況は不耕作で10a当りの収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内、第一種住居地域、農業振興地域外。転用目的は駐車場整備等。事業又は施設の概要として、駐車場2台分と庭です。譲受人は、申請地とともに隣接した空き家を購入し、居住する予定でありまして、申請地を自宅駐車場および庭として整備、利用する計画です。申請地は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。続きまして番号7、申請者、譲渡人は〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇、 〇〇。

〇。申請土地の表示について所在地番、〇〇。地目は登記が田、現況が畑。面積は1,077㎡の内514.21㎡。利用状況は不耕作で10a当りの収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内、用途指定なし、農業振興地域内、農用地区域。転用目的が、資材置場整備。事業又は施設の概要として、倉庫2棟です。備考としまして農振除外の手続き中です。譲受人の事業拡大に伴いまして、商品である建材の保管場所が不足していることから、今回申請地に資材置場を整備するものです。農振農用地であるため、7月に農振除外の審議をした案件です。現在、農振除外手続き中であり、現在、公告縦覧をしています。除外手続き完了は12月中旬になる見込みです。申請地は、特定土地改良事業等の施行にかかる区域内にある農地で、第1種農地に該当しま

す。許可要件として、既存施設の拡張であり、既存敷地面積の2分の1を超えないため、転用可能と考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは現地調査委員の報告をお願い致します。

【7番委員】番号1からですが〇〇の〇〇に近い、住宅が並んでいるところです。先ほど説明がありましたように申請人の方のおうちがこれですので、これを増改築されるそうで、周りは畑ですので別段、問題ないという風に判断しております。次、〇〇ですがこうやって見るとほどほどの大きさに見えるんですが、実際に現地に行くと非常に狭いんですけど、やっと軽トラが入れる幅がとれるかなという程度ですが、ずっと細長く回転場が書いてありましたけれど、ここの横に薪を置かれるようで、保養所の何かにされるというようなことです。隣に住宅が建築中でしたけれど、それなりに幅がありましたし、もちろん了解は得ておられると思いますし、これも問題ないという風に考えます。それから次ですが、国道下の〇〇川のちょうど川下、堤防下にあるところです。40年ほど前から建ってて、始末書も出ておりますけれど、こういう風な倉庫とか車庫が建ってます。別段、周辺には何ら影響ないのでこれ自体は別に問題はないと考えました。それから、これは先ほど2番目の案件でありました隣です。〇〇の先ほどの資材置場がここにあって、その隣ここに住宅が出来るということです。真ん中のところです。合わせて、次の番号5がその隣ということで、これはここの南の方におうちがある方が駐車場と家庭菜園をされるということで、周りは畑とか住宅地ですので、これも別段問題ないと考えます。それからこれは〇〇橋を越えてちょっといったところです。分かりにくいんですけど、道から大分下がって低いような土地なんですけど、ここまで下がっているのは道路拡張、〇〇橋が改良される場所、何か道路が広がるように、下がってここにこのちょっと奥の辺りのおうちを買われるそうで、ここに駐車場と庭を造られるということです。駐車場は高いんですかね、こっちは低い、これも図面が載っていたようです。前の方に駐車場を造るということです。これも別段、周辺に影響はないという風に考えます。次は従来から何度か出ています、〇〇さんの事業拡大に伴う拡張工事です。以前、右手の方を転用されて、更にということで、農振除外ということですし、周りきちんとされておりますし、これも問題ないという風に考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

【事務局】すみません、ひとつ訂正をさせていただきます。番号3の譲渡人、〇〇さんの住所が間違えておりました。正しくは〇〇です。申し訳ありませんでした。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。それではないようですので、異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

【議長】続きまして『議案第14号 現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】それでは議案第14号 現況証明申請について、ご説明申し上げます。1件ございます。申請者は〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番は〇〇。地目は登記が田、現況が非農地です。面積は334㎡。証明を必要とする理由として、昭和41年に木造トタン葺の巻線工場を建築し、長年、工場敷地として利用されてきました。工場は現在使われておらず、今回、所有権移転のため、現況にあった地目に変更したいとのことで、申請されています。税務課の建物評価証明が提出されまして、20年以上前から宅地として利用されていることが確認できるため、証明についてはやむを得ないと考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【7番委員】国道から入った〇〇の辺りの割と口の方で周辺は水田が多いんですけど、今もお話がございましたように長年に渡り工場をやっておられて、きちんと周り、田んぼと区別されておりまして、非農地という現況は致し方ないと判断いたしました。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】はい、それではないようですので、異議のない方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第14号 現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第15号 小浜市農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】はい、議案第15号 小浜市農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。小浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく利用権設定等促進事業について、下記のとおり、令和2年度小浜市農用地利用集積計画の案を作成し、利用権の設定等を受ける者及び当該土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、又は、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得たので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき同意を求め、ということでございます。議案書を1枚お捲りください。農用地利用集積計画の一覧表となつてご

ございます。別添にて詳細な議案を添付させていただいておりますけれど、一覧表で説明をさせていただきます。こちら全て相対の利用権設定になります。○  
○地区では2筆、2,848㎡。○○地区、2筆、2,134㎡。○○地区、6  
5筆、114,384㎡となっております。利用権の設定期間と賃借料につ  
きましては地権者と耕作者の相対による話し合いによって決められてございま  
す。要件の確認ですが農業経営基盤強化促進法第18条第3項で農用地の全て  
を効率的に耕作すること、また農作業に常時従事することが定められておりま  
す。借り受け者は全て要件を満たしております。説明は以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見  
等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。それではないようですので、異議のない方の挙手  
をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第15号  
小浜市農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり異議なしとさせて  
いただきます。

続きますして、『報告第2号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行  
について』事務局の説明をお願い致します。

【事務局】それでは報告第2号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発  
行について、説明申し上げます。下記の農地について、農地法第3条の3第1  
項の規定による届出書が提出され、受理通知書を発行したので報告します。市  
名は○○。住所は○○。土地の所在地番は○○他5筆。地目は登記が畑、現況  
は宅地です。合計面積は1,167㎡です。以上です。

【議長】はい、ありがとうございました。これですべての議案を終了しまし  
た。それでは以上をもちまして、第5回農業委員会を終了させていただきます。

令和 年 月 日

【議長】

---

署名委員

---